# 期日前投票を選択肢のひとつに
# 行きたいときに投票を

第49回衆議院議員選挙が10月31日に投開票される。本校新聞部は選挙に合わせて期日前投票の方法や、過去に彦根東高校新聞で掲載した選挙に関する記事の一部を紹介する。

選挙は選挙期日に投票所で投票することが原則とされているが、選挙期日前でも選挙期日同様に投票することができる。これが期日前投票制度である。投票対象者は選挙期日に用事があるなど一定の理由が見込まれる者だ。誓約書に挙げられている事由から当てはまるものを選択することで選挙期日と同じ手続きで投票をすることができる。期日前投票は各市区町村に1カ所以上設けられる期日前投票所で行われていて、期間は原則10月20日から30日の午前8時30分から午後8時までだ。しかし投票期間や投票時間はそれぞれの期日前投票所で異なる場合があるので気をつけなければならない。今回のキマグレでは例として彦根市役所で行われている期日前投票会場を紹介する。

## 期日前投票所、期間および時間の例

**長浜市**

| | |
|---|---|
| 本庁・北部振興局 | 10月20日～30日<br>午前8時30分～午後8時まで |
| イオン長浜店 | 10月23日～30日<br>午前10時～午後8時まで |

**彦根市**

| | |
|---|---|
| 彦根市役所本庁舎1階<br>情報公開コーナー | 10月20日～30日<br>午前8時30分～午後8時まで |
| ビバシティ彦根2階<br>研修室 | 10月27日～30日<br>午前10時～午後7時まで |

投票記載所は1カ所ずつ板で区切られている。正面には候補者の名前、所属している政党名が書かれた紙が貼られている。

選挙に行くと、投票に行った証となるシールがもらえるという。彦根市のシールは競泳の大橋悠衣選手とひこにゃんがモチーフとなったキャラクターが描かれている。

彦根東高校新聞
速報新聞
キマグレ
発行所
彦根東高等学校
新聞部
彦根市金亀町4番7号

## 選挙までであと…

26日（火）
27日（水）
28日（木）
29日（金）
30日（土）
**31日　投票日**

# 過去の記事紹介

▼2015年発行の第450号より抜粋

## これって法律違反？

**事例1**　3年生のSNSのグループで17歳の生徒が「候補者の○○さんの言う事はおかしい。この人には投票したらダメ」と発言した。

**A**　候補者の批判をすることにより他の候補者を当選させることを目的としている場合は選挙運動とみなされ選挙権を持たない人はしてはいけない。

▼2017年の第472号より抜粋

## 意見をもっと政治に　若者が投票する意義

**地歴公民科　杉本　陵　先生**

▶考えを述べられる杉本先生

地歴公民科の杉本陵先生は79%という本校生の投票率について「若者の投票率としてはかなり高い値だと思う。今回は投票日が模試だったし、去年より投票率が低いのは仕方がないと思う」と感想を寄せられた。またテレビや新聞から情報を得ている生徒が多いことを受けて「マスメディアはそれぞれの主張を持っている。表現の違いで印象が変わったりするので、それだけで判断するのは危険だ」と指摘された。

最後に若い世代が投票に行く意義について「若い人たちの意見がもっと政治に反映されるべき。年齢が高い人の投票率が高く、政党もその層を重視している。若い力が重要だと政党が考えるようになれば、若い人向けの政治も増えていくと思う。若い人が投票に行くのが大切だ」と語気を強められた。（鶏）

▼2015年発行の第491号より抜粋

## 投票に行くにあたって大事なこと

**彦根市総務部総務課 選挙管理委員会事務局**

今回本校新聞部が行ったアンケートの「投票するうえで困ることやほしい情報はありますか。」という問に「ある」と答えた人が多かった。それにあたって彦根市選挙管理委員会にお話を伺った。

▶今回お答えしてくださった職員の岩井健さん（左）、小川俊さん

岩井さんは高校生に向けて「選挙とは何かを考えてほしい。選挙とは私たち一人ひとりのためにある。そのことを理解してほしい」と説明され、加えて「3年前、選挙権が18歳まで引き下げられた。今その頃と比べて若い世代を対象とした啓発活動は進んでいるが、若い世代の投票率に関するめぼしい結果は出ていない。もっと若い人に積極的に政治に参加してほしい」と分析された。最後に「学校での生徒会選挙でもそうだが、実際の選挙でも立候補者の第一印象で投票するのではなく日本を良くしてくれる人に投票を」と呼びかけられた。

### Q&A 選挙について聞かせてください

Q1. 投票所へもっていくべきものはありますか。
A. 投票所の入場券があると投票がスムーズになる。入場券は参議院議員選挙の場合は17日前に各世帯に配達される。持っていくのを忘れても投票所の係員に事情を説明してもらえれば投票できるので安心してほしい。

Q2. 立候補者についての情報はどこから得ることができますか。
A. 6月10日以降に彦根市内の263か所（彦根駅前や彦根市民会館付近など）でポスターが貼られた看板を設置するので、主にそこから得ることができる。

Q3. 投票所で投票までにかかる時間はどれくらいですか。
A. 5分もかからない。

▲2019年発行の第491号より抜粋

## どっちの人でも 電子メールは「ダメ」ポスター貼りは「OK」

**電子メール**

赤鬼男　＜△△@△△.ne.jp＞

このたびの選挙では
是非、候補者の○○さんを
当選させましょう。

電子メールによる選挙運動は誹謗中傷、なりすましでウイルスなどの悪質メールの可能性があるため禁止されている。候補者・政党等が一定の制限のもとで行う場合に限って認められている。

**ポスター貼り**

ポスター貼りは候補者等の指示に基づいて機械的に行う限り137条の2「選挙運動に関する労務」にあたり、選挙法違反にはならない。ポスター貼り以外にも葉書の宛名書きなど候補者等の指示に基づいて行う機械的なものは選挙法違反にはならない。